

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成 27 年 12 月 11 日

株主各位

東京都千代田区六番町 2 番地
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下 哲生

当社は平成 27 年 12 月 31 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成 28 年 2 月下旬に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社

以 上